

# 佐渡市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託 特記仕様書

## 業務の目的

本業務は、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、市の財政は依然として厳しい状況にある中、今後の人口減少・少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化に対応し、長期的な視点を持って公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施することにより、財政負担の軽減・平準化、市町村合併後の公共施設等の最適化を図るため、佐渡市公共施設等総合管理計画を策定するものである。

## 業務の内容

### 1 公共施設等総合管理計画の策定支援

#### (1) 公共施設等の現況及び将来の見通し

本計画の対象とする公共施設等について、施設類型、種別など、計画策定に必要な情報を収集・整理し、台帳等にとりまとめる。なお、台帳には、公営企業に係る施設、リース資産等も対象に含めるものとする。対象施設等の一覧は、すべての公共施設等とする。

【公共施設等】（行政財産、普通財産、その他工作物等）

- ・約 1,050 施設
- ・約 1,850 棟

【インフラ資産】

- ・市道：総延長約 2,428km（道路面積約 10,234,834 m<sup>2</sup>）
- ・一定要件農道：総延長約 40km（道路面積約 207,862 m<sup>2</sup>）
- ・林道：総延長約 478 km（道路面積約 2,132,864 m<sup>2</sup>）
- ・橋梁：約 837 本・総延長約 7.6km
- ・橋梁（農道）：約 5 本・総延長 0.4km
- ・橋梁（林道）：約 64 本・総延長 0.95km
- ・準用河川：41 本・総延長約 34km
- ・上水道：約 1,298km
- ・下水道：約 538km
- ・同軸及び光ファイバーケーブル：約 1,569km（ケーブルテレビ幹線・支線およびインターネット光ケーブル）

なお、それぞれの数値は目安であり、実際の調査等により増減する。

#### ① 対象施設等の状況整理

本計画の対象とする公共施設等について、老朽化の状況や利用状況等を整理する。整理する項目は以下を標準とし、資料提供、ヒアリング、各種長寿命化計画等によるものとする。

なお、固定資産台帳との整合を図るため、資産計上基準、様式等について、監督員と協議を行うものとする。

- ・施設情報の把握（分野別施設数、建築年、規模、構造）
- ・利用者数、利用状況の把握
- ・施設運営、管理情報の把握
- ・維持・修繕・更新費用の把握

② 今後の人口動態等の推計

本市における、今後の総人口や年代別人口等について今後30年程度の見通しについて別途策定された「人口ビジョン」の推計値を引用し課題等を整理するものとする。

③ 財政収支の見込み

財政の現状と今後の見通しについては、「将来ビジョン第2章財政計画」を引用するものとする。また、過年度実績、各施設長寿命化計画等より、総務省プログラムを活用して公共施設等の中長期的な維持管理・更新等の費用を推計するものとする。

④ 計画期間の設定

本計画の計画期間については、30年と設定する。

(2) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の策定支援

上記「(1) 公共施設等の現況及び将来の見通し」および市内プロジェクトチームの検討結果を踏まえ、以下の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針策定の支援を行う。

① 点検・診断等の実施方針に関する策定支援

本計画で対象とする公共施設等について、今後の点検・診断等の実施方針を策定するための協議資料等の作成を行う。

② 維持管理・修繕・更新等の方針に関する策定支援

本計画で対象とする公共施設等について予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、トータルコストの縮減・平準化を目指すなど、維持管理・修繕・更新等の実施方針を策定するための協議資料等の作成を行う。

③ 安全確保の実施方針に関する策定支援

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設棟や老朽化等により供用廃止され、今後も利用する見込みのない公共施設等の対処方針を策定するための協議資料等の作成を行う。

④ 耐震化の実施方針に関する策定支援

本計画で対象とする公共施設等について、災害時の拠点施設としての機能確保も含めて、必要な公共施設等の耐震化の実施方針を策定するための協議資料等の作成を行う。

- ⑤ 長寿命化の推進方針に関する策定支援  
本計画で対象とする公共施設等について、大規模改修等による延命化方針及び予防保全的管理に関する実施方針を策定するための協議資料等の作成を行う。
  - ⑥ 統廃合等の推進方針に関する策定支援  
公共施設等の利用状況及び耐用年数を踏まえ、供用を廃止する場合の考え方や現在の規模や機能を維持したまま更新することが不要と判断される場合における他の公共施設との統合の推進方針を策定するための協議資料等の作成を行う。
  - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針に関する策定支援  
職員研修や技術研修等の実施方針を策定するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方を策定するための協議資料等の作成を行う。
- (3) フォローアップの方針に関する策定支援  
本計画の進捗状況の確認及び評価の実施にあたって、P D C A体制を構築するとともに、計画の公表のあり方について方針を策定するための協議資料等の作成を行う。また、評価結果等の議会への報告や公表方法を検討する。
- (4) 施設類型ごとの基本方針の策定に関する策定支援  
「(1) 公共施設等の現況及び将来の見通し」及び「(2) 公共施設等総合管理基本方針」等を踏まえ、再配置計画に向けた公共施設区分（大分類）毎の個別基本方針を策定するための協議資料等の作成を行う。
- (5) その他計画策定にあたっての検討事項
- ① 行政サービス水準等の検討  
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実施する上で、市としてあるべき行政サービス水準を検討するものとする。また、各公共施設の民間代替性について検討するものとする。
  - ② 議会や住民との情報共有  
公共施設等の最適な配置を検討するにあたり、議会や市民への情報提供として必要な資料等を作成するものとする。
  - ③ 数値目標の設定  
本計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の歩数裕・面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて数値目標を検討するなど定量に努めるものとする。
  - ④ P P P / P F I の活用について  
公共施設の更新等に際して、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用するなど、P P P / P F I の積極的な活用を検討する。

#### (6) 棚卸調査

本計画を策定する上で必要となる施設情報の収集整理を行う。市の施設状況調査後において、追加調査が必要と想定する施設数は 170 施設とし、書庫あるいは現地確認、ヒアリング等を実施するものとする。

### 2 報告書作成

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 佐渡市公共施設等総合管理計画 報告書 …………… 2部
- (2) 電子データ …………… 一式

### 3 打ち合わせ協議

本業務の実施にあたり、打合せ協議は業務着手時、中間時（2回）、成果品納入時の4回とし、着手時および納入時は管理技術者が参加するものとする。